第8回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月4日(木)午後2時00分から午後3時00分
- 2. 開催場所 八女市立花市民センターイベントホール
- 3. 出席農業委員(15名)

 1番
 月足
 靖彦
 2番
 鵜木
 利通

 4番
 牛嶋
 徹也
 5番
 小川
 哲郎
 6番
 角
 秀次

 7番
 馬場
 康浩
 9番
 中島
 秀徳
 11番
 稲葉
 初男

 18番
 中村
 善徳
 19番
 茅島
 澄雄
 20番
 中村
 輝義

18番 中村 善徳 19番 矛島 澄雄 20番 中村 輝義

2 1 番 田村 一彦 2 2 番 三宅 覚 2 3 番 池尻 律芳

2 4 番 國武 覚

- 4. 出席最適化推進委員(0名)
- 5. 欠席委員 農業委員(1名) 3番 松尾 健一
- 6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
- 7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定 の処理について
- 報告第14号 農地改良行為の届出について
- 報告第15号 農地法施行規則第53条の規定による報告について
- 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 書記 西原 佑美 黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 田中 克彦 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

議長

みなさまこんにちは。本日は令和4年の第8回農業委員会総会を開催致しましたが、みなさまご存じのように新型コロナウイルスBA5という形で急速に感染が拡大しておりまして、市民の方、市職員の中でも感染が増えています。今日は、農業委員会の人数を委員さんのみで開催することと致しました。事前にご了承いただきたいと思います。それでは、ただ今より農業委員会総会を開会致します。

(議長着席)

議 長 日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 15名 、

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、18番中村善徳委員、19番茅島澄雄委員を本日の会議の議事録署名委員に 指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局より案件の朗読をお願いします。

(案件朗読)

議長 事務局朗読のとおり、報告3件・議案4件を一括議題といたします。

1ページをお願いします。

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。総合計については、4ページをご確認ください。解約のあった土地23筆のうち田10筆、畑13筆、合計面積49,981㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類を含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります ので質疑にとどめ、審議を終わります。

5ページをお願いします。

議長

議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明をお願いします。

事務局

1番についてご説明いたします。

申請地、八女市吉田字丸内564番3、登記・現況ともに田、面積93㎡。譲渡人、福岡市南区筑紫丘の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女郡広川町大字水原の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。

2番についてご説明いたします。

申請地、上陽町上横山字一本松1719番1、登記・現況ともに畑、面積1,869㎡、外1筆、合計面積2,220㎡、この土地を譲渡人である上陽町北川内の○○さんの相手方の要望、譲受人である上陽町上横山の○○さんの経営拡大による所有権移転、売買の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。

事務局

3番についてご説明いたします。

申請地は黒木町桑原字恵良756番、登記・現況ともに田、面積1,060㎡、外3筆、合計面積3,494㎡です。この土地を譲渡人、黒木町本分の○○さんの経営縮小と譲受人、黒木町笠原の○○さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。

事務局

4番についてご説明いたします。

申請地は黒木町本分字タブノ木1309番、登記・現況ともに田、面積1,465㎡、外5筆、合計面積5,751㎡です。この土地を譲渡人、黒木町本分の○○さんの経営縮小と譲受人、黒木町本分の○

○さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。

事務局

5番についてご説明いたします。

申請地、立花町兼松字奥仁合1255番1、登記・現況ともに畑、面積2,151㎡、外3筆、合計面積6,998㎡です。譲渡人である筑紫野市原田の○○さんの農業廃止と、譲受人である福岡市東区の○○さんの新規営農による所有権移転売買の申請です。

今回新規営農となる譲受人の○○さんは、これまでフルーツ農場での農業経験があり、福岡市で家族が経営する店舗やインターネットを使って農作物の販売もされております。

許可後は、農地に隣接する空き家へ移住し、農業高校の元教師である譲渡人の○○さんから技術指導を受けながら、かんきつ類やオリーブを栽培される予定です。

出荷・販売方法については、これまでの経験を活かし、福岡市の店舗とインターネットでの販売を計画してあります。

経営面積については今回取得される6,998㎡で、下限面積については問題ございません。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明をお願いします。

事務局

6番についてご説明いたします。

申請地、立花町北山字石原567番、登記・現況ともに田、面積804㎡、譲渡人である八女市蒲原の○○さんの農業廃止と、譲受人である立花町北山の合同会社○○の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

合同会社〇〇は、平成28年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされています。農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4点については、毎年報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。

事務局

7番についてご説明いたします。

申請地、八女市吉田字丸内564番4、登記・現況ともに田、面積247㎡。譲渡人、福岡市南区筑紫丘の〇〇氏の親族への贈与と、譲受人、八女市吉田の〇〇氏の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。

事務局

8番についてご説明いたします。

申請地は黒木町北木屋字古田2584番、登記・現況ともに田、面積94㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町北木屋の〇〇さんの経営縮小と譲受人、黒木町北木屋の〇〇さんの経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。

事務局

9番についてご説明いたします。

申請地、立花町白木字瀬戸6578番1、登記・現況ともに畑、面積168㎡。譲渡人である立花町白木の○○さんの経営縮小と、譲受人である立花町白木の○○さんの相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。

事務局

10番についてご説明いたします。

申請地、立花町白木字屋敷田4388番2、登記・現況ともに畑、

面積1,185㎡、外3筆、合計面積7,877㎡。譲渡人である福岡市城南区の○○さんの遠方のため耕作困難と、譲受人である立花町白木の○○さんの相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

農業委員 21番

よろしいですか。合計面積が広いですが、無償での所有権移転とい うことで間違いないでしょうか。

事務局

お答えします。

10番については無償贈与での所有権移転になります。

議長

ほかに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。

議長

11番についてご説明いたします。

申請地、立花町北山字小男子2181番、登記・現況ともに田、面積481㎡、外2筆、合計面積1,244㎡。譲渡人である立花町白木の〇〇さんの経営縮小と、譲受人である立花町白木の〇〇さんの相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて8ページをお願いいたします。

議長

議案第40号農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計 画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。

事務局

本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。

今回は、所有権移転の案件が4件、利用権設定の案件が76件ございます。

番号1番、申請地、八女市亀甲字東原379番、登記・現況ともに田、面積99㎡、外1筆、合計面積1,131㎡。こちらを八女市今福の農事組合法人○○より八女市亀甲の○○氏へ売買により所有権移転されるものです。

番号2番、申請地、八女市祈祷院字高ノ町296番、登記・現況ともに田、面積110㎡、外1筆、合計面積1,781㎡。こちらを八女市忠見の〇〇氏より八女市忠見の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。

番号3番、申請地、八女市立花町北山字亀床2446番1、登記・現況ともに田、面積203㎡、外1筆、合計面積1,797㎡。こちらを八女市蒲原の〇〇氏より八女市立花町北山の合同会社〇〇へ売買により所有権移転されるものです。合同会社〇〇については、先ほど3条許可申請のところでもご説明したとおり、農地所有権適格法人のすべての要件を満たしていることをご報告いたします。

番号4番、申請地、八女市立花町北山字上久郎3156番26、登記・現況ともに畑、面積446㎡、外15筆、合計面積43,640㎡。こちらを八女市立花町北山の〇〇氏より八女市立花町北山の合同会社〇〇へ売買により所有権移転されるものです。

10ページから29ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。総合計については、29ページをご確認ください。

期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定件数76件、利用権を設定する土地185筆、合計面積189,776. 56㎡です。

今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

番号38番は下限面積の関連がありますので、38番、39番を一括してご説明いたします。

番号38番、申請地、八女市新庄字埋草480番、登記・現況ともに田、面積1,785㎡。こちらを八女市新庄の〇〇氏より久留米市藤山町の〇〇氏へ2年間の賃借権設定の申請です。

番号39番、申請地、八女市新庄字出府196番、登記・現況ともに田、面積3,308㎡。こちらを八女市新庄の〇〇氏より久留米市藤山町の〇〇氏へ3年間の賃借権設定の申請です。

- ○○氏についてご説明いたします。
- ○○氏は新規営農でいちごを作られる予定です。いちご生産者のもとで2年間研修をされ、栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けられております。出荷先はJAの予定です。経営面積については各申請合わせて5,093㎡で、下限面積については問題ございません。

続きまして24ページをお願いいたします。

番号60番、申請地 八女市黒木町本分字東赤坂2300番、登記 現況ともに畑、面積164㎡ 外4筆 合計面積4,305㎡。こち らを八女市黒木町本分の○○氏より久留米市三潴町清松の○○氏へ1 0年間の賃借権設定の申請です。

- ○○氏についてご説明いたします。
- ○○氏は昨年11月から黒木町で就農に向けて1年間研修をされておられます。八女市に移住され、シャインマスカット、巨峰などのぶどうを作付けされる予定です。出荷先ですが、ハウスものについてはJAに、露地ものについてはケーキ屋などに直接卸す予定です。

事務局 以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて30ページをお願いします。

議長 報告第14号農地改良行為の届出について、番号1番の説明をお願

いします。

事務局ご説明いたします。

申請地の場所は、蒲原にありますセブンイレブンの北側の農地になります。申請人は八女市蒲原の〇〇さん。申請地は、八女市蒲原字会田374番3、登記・現況ともに田、面積516㎡です。水田から畑へ作物変更されるということで、盛り土して今後は果樹を作付けされる予定です。隣接する農地はありません。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会へ報告するものであります ので質疑にとどめ審議を終わります。

31ページをお願いします。

議長 報告第15号農地法施行規則第53条の規定による報告について番

号1番の説明をお願いします。

事務局 1番並びに2番について、ご報告いたします。

認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を 設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第1項第14 号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。

これより、農業委員会は、事業者からの届を受理することとなっております。

まず1番についてです。

申請地は、星野支所から西へ約 5 k mの場所に位置する農地であり、 〇〇株式会社が八女市星野村の〇〇さんの土地の一部を取得されるも のです。

地番は、八女市星野村字村際2409番1、登記・現況ともに田、 面積は、530㎡のうち2.25㎡です。

次に2番についてです。

申請地は、星野支所から東へ約4kmの場所に位置する農地であり、 ○○株式会社が八女市星野村の○○さんの土地の一部を取得されるも のです。

地番は、八女市星野村字屋敷ノ東14884番3、登記・現況ともに田、面積は、508㎡のうち2.25㎡です。 以上ご報告いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は農業委員会へ報告するものであります ので質疑にとどめ審議を終わります。

議長

2番についても、ただ今説明が終わりましたので質疑にとどめ審議を終わります。

32ページをお願いします

議長

議案第41号農地法第4条の規定による許可申請書の処理について 番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

申請地は、黒木町笠原地区にあります霊巌寺から、約2kmほど上った山瀬地区にある農地です。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。

申請人は黒木町笠原の○○さんです。申請地は黒木町笠原字山瀬92 04番8、登記・現況ともに畑、面積1,472㎡です。

これまで茶を栽培されてこられましたが、山間部の農地であり、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をされています。

7月26日に現地調査を行った結果、申請地の周囲は山林に囲まれ

ております。排水は自然流下及び地下浸透で、問題ないと確認しております。

また申請地は、令和3年10月21日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。以上よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて33ページをお願いします。

議長

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について 番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

申請地は、八女市蒲原にありますセブンイレブンの北側の農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。

申請地は、八女市蒲原字会田374番1、登記・現況ともに田、面積485㎡です。

この土地を八女市蒲原の〇〇さんから八女市蒲原の〇〇さんが使用 貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接 する農地は譲渡人である〇〇さんの農地で同意は不要です。水利の承 諾もとれています。

7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道にて処理され、雨水は雨水桝を通って西側にある既存排水管に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

申請地は、八女市蒲原にありますでんきのアズ八女店の交差点より南へ60mほど進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で公共施設、公益的施設が整備された農地であって、第3種農地と判断します。

申請地は八女市蒲原字代官田125番1、登記・現況ともに田、面積1,464㎡です。

この土地を八女市蒲原の〇〇さんから、熊本県玉名市の株式会社〇〇さんが譲り受けられまして、建売住宅用地(4戸)として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道にて処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。

以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。

ご説明いたします。

申請地は、八女市立野にあります西日本ガス八女支店の西側の農地です。農地区分は、農用地区域内にある農地になります。農用地区域内の農地につきましては、原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他一時な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで必要であると認められる場合は、例外的に許可できるものとされております。

申請地は八女市立野字六反田142番1、登記・現況ともに田、面積は873㎡、外1筆、合計面積1,833㎡です。

この土地を八女市稲富の〇〇さんから柳川市新外町の〇〇株式会社さんが借り受けられまして、申請農地東側に隣接する西日本ガス八女支店の有水ガスホルダー修繕工事に伴う、現場事務所・作業場用地として一時的に利用するための申請です。期間は許可後より4か月間となっております。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれています。

7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下により 西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号4番の説明をお願いします。

事務局

4番についてご説明いたします。

申請地の場所は、黒木町本分地区の市道中黒木・田本線沿いにあります本分保育園の東側の農地になります。農地の区分は、用途地域である第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので第3種農地と判断します。

申請地は黒木町本分字田子山789番1、登記・現況ともに田、面積は708㎡外1筆、合計面積1,116㎡です。この土地を黒木町本分の社会福祉法人○○さんが購入され、本分保育園の保育園用地として利用するための申請です。

新しい園舎を建設し、現在の園舎はその後解体され駐車場とされる 計画となっております。

水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。

7月26日に現地調査を行った結果、建設後は園舎に沿ってU字溝を 新設される計画です。排水に関して特段問題ないと確認しております。 以上よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号5番の説明をお願いします。

事務局

5番についてご説明いたします。

申請地は、立花町山崎の草場公民館より200mほど南に位置する 農地です。農地の区分は、八女市役所立花支所からおおむね500m 以内の区域にある農地であり、第2種農地と判断します。

申請地は八女市立花町山崎字下草場983番3、登記・現況ともに 畑、面積42㎡です。

この土地を立花町上辺春の〇〇さんが、立花町山崎の〇〇さんより譲り受けられまして、今回、八女市の空家バンクを活用し取得された、申請地北側の立花町山崎990番地にある自宅への進入路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

7月25日に現地調査を行った結果、雨水は自然浸透および南側側 溝へ自然流下により排水される計画で特段問題はないと確認しており ます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号6番の説明をお願いします。

事務局

6番についてご説明いたします。

申請地は、立花町谷川の境原公民館より60mほど南東に位置する農地です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。

申請地は八女市立花町谷川字境原329番5、登記・現況ともに田、 面積14㎡です。

この土地を立花町谷川の〇〇さんが、八女市立花町谷川の〇〇さんより譲り受けられまして、自宅への進入路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

7月25日に現地調査を行った結果、雨水は進入路中央の水路等へ 自然流下により排水される計画で、特段問題はないと確認しておりま す。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

議長 異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

(閉会宣言 午後3時00分)

令和4年8月4日

議長 月 足 靖 彦

18番 中 村 善徳

19番 茅 島 澄 雄